

鳥取県東部 4 町基幹相談支援センター運營業務委託に関する公募型
プロポーザル方式の審査に関わる規定

1. 審査方法について

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により審査する。
- (2) 審査は、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町（以下「鳥取県東部 4 町」とする）が選任する鳥取県東部 4 町基幹相談支援センター運營業務委託業者審査委員会が、「鳥取県東部 4 町基幹相談支援センター運營業務公募型プロポーザル方式審査基準書」に基づき、企画提案書、ヒアリング及びプレゼンテーション等の内容により審査する。
- (3) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次に評価点が高い者から順に交渉を行う。
- (4) 最も高い評価点を獲得した参加事業者が複数ある場合には、係数を（重要）とした項目についてのみ評価点を合計し、その範囲において最も高い評価点を獲得した提案者を優先交渉権者として決定する。この場合においても参加事業者が複数となる場合には、審査委員の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を決定する。

2. プレゼンテーション等審査の内容について

- (1) 実施日時は令和 8 年 1 0 月下旬～1 1 月上旬を予定する。実施日時の詳細については、参加事業者に迫って連絡する。
- (2) 実施場所についても上記の実施日時と併せて連絡する。
- (3) プレゼンテーション時間は、一者につき準備 5 分以内、プレゼンテーション 3 0 分、質疑応答 1 5 分程度とする。ただし、参加事業者数によっては、実施時間等を短縮することがある。
- (4) 審査会場に関して、スクリーン、プロジェクター設置については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット環境）は用意しないので、必要に応じて各自準備すること。
- (5) 出席者は 3 名以内とする。なお、原則本業務に携わる予定の者を含めることとし、その者が企画提案について説明すること。
- (6) プレゼンテーションの実施順序については、企画提案書の受理順とする。

3. 審査結果の通知について

- (1) 審査結果は、参加事業者に対し、審査完了1週間後を目途に、企画提案書表紙に記載された担当者の連絡先宛てに審査結果を通知するものとする。また、鳥取県東部4町ホームページにも審査結果を公表する。
- (2) 審査結果通知書に記載した内容以外の質問には回答しない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

4. その他

- (1) 企画提案書の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、鳥取県東部4町が本プロポーザルの評価及び議会報告等に必要と判断した場合は、当該目的に限り企画提案書等の使用、複製及び公開を無償で行うことを了承するものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する経費については全て参加事業者の負担とする。また、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。